命令書

申立人 北大阪合同労働組合

同X

被申立人株式会社浜井建築設計事務所

清算人 Y1

同 Y 2

主

- 1 被申立人らは、申立人Xに対して、昭和53年10月17日に通知した解雇がなかったものとして取り扱い、同年9月12日以降同人が従業員としての身分を失うまでの間、同人が受けるはずであった賃金相当額(ただし、同年10月17日までのストライキ中の賃金は控除する)及びこれに年率5分を乗じた額を支払わなければならない。
- 2 申立人らのその他の申立ては、これを棄却する。

理由

第1 認定した事実

- 1 当事者
 - (1)被申立人株式会社浜井建築設計事務所(以下「会社」という)は、昭和34年被申立人 Y2が開設した浜井建築設計事務所を、47年10月9日株式会社に組織変更したものであ り、建築、土木の設計監理、土地建物の測量を業としていたが、53年9月6日、株主総 会の決議により解散し、本件審問終結時清算手続中の会社である。
 - (2)被申立人Y2(以下「Y2」という)は、会社設立以来の代表取締役として、また社内唯一の一級建築士として経営及び業務全般にわたって統轄して来たものであるが、53年9月4日、後述のとおり辞表を提出している。
 - (3) 申立人北大阪合同労働組合(以下「組合」という)は、肩書地(編注、大阪府高槻市)に本部を、高槻市、豊中市及び大阪市に支部を置き、大阪府下の中小零細企業に働く約200名の労働者で組織されている合同労働組合である。
 - (4) 申立人X(以下「X」という)は、49年10月会社に就職し、52年3月組合に加入したが、前述の会社解散に伴って53年10月17日に解雇通知を受けたものである。
- 2 会社設立及びその後の営業内容等
 - (1) 会社設立当時の役員は、Y2が代表取締役、B1(以下「B1」という)及びB2(以下「B2」という)が取締役、B3(以下「B3」という)が監査役であった。しかし B1及びB2らは役員でいると一時金がもらえないなどの理由で1、2年後に辞任した。
 - (2) 会社では士木部門の責任者はB2、また建築部門の責任者はB1であり、経理担当者はY2の娘であるC1(以下「C1」という)であった。
 - (3) 会社の建物はY2の個人所有であって、同人は会社と賃貸借契約を結んでいた。なお

会社敷地は借地であった。

- (4) 53年の始めごろから会社の建築部門の仕事がかなり減り、また同年6月ごろになると 土木部門の最大得意先(約5割を占めていた)である枚方総合開発(以下「枚総」とい う)の仕事も減って来た。
- (5) 53年6月当時の役員は、代表取締役がY2、取締役がY2の妻のB4(以下「B4夫人」という)とY2の親戚であるB5(以下「B5」という)であり、監査役が行政書士で会社内で下請けをしていたB6(以下「B6」という)であった。

なお会社では従前から、株主総会や取締役会は正式に開催されたことはなかった。

- 3 団体交渉の経過と従業員の退職等
 - (1) 53年6月29日、XはY2に対してXの労働条件の改善を議題とする組合名義の団体交渉申入書を提出するとともに、併せて労働基準法の遵守、夏季一時金(基本給×1.5カ月プラス一律20万円)の支給及び労働時間短縮についての要求書を提出した。
 - (2) 6月31日、会社は夏季一時金として1.5カ月分を支給したが、Xは団体交渉で合意されていない段階で支給するのは不当労働行為であるとして受領を拒否した。
 - (3) 7月1日午後1時30分ごろから同5時ごろまで、前記の要求書に基づいて団体交渉が開催された。会社側の出席者はY2だけであり、組合側の出席者は組合の大阪支部長A1 (以下「A1」という)及びXら12名であった。

この団体交渉では、①労働基準法、労働組合法等を遵守する ②健康保険、厚生年金には早急に加入する ③枚総の件については改善を約束する等のことが会社・組合間で確認された。なお、「枚総の件」は、会社従業員、とりわけXが枚総の代表者であるC2 (以下「C2」という) らから仕事を無理に押し付けられたり、ささいな理由で口汚くののしられたりしていたため、特に付け加えられたものである。

- (4) 同月13日、Y2とB2は社内で大声で「守口の阪神急行で組合ができて会社が潰れた」 と話し合った。
- (5) 同月15日午後3時ごろから同9時ごろまで団体交渉が開催された。会社側の出席者はこの日もY2一人であり、組合側の出席者はA1及びXら10名であった。

この団体交渉では ①雇用保険料は全額会社が負担する ②建康保険、厚生年金の加入は同月22日までに社会保険事務所で手続を完了する ③夏季一時金の上積みは一律45,000円とする等のことが確認された。

(6) 同月22日午後1時ごろから同5時ごろまで団体交渉が開催された。会社側の出席者はY2、また組合側の出席者はA1及びXら9名であった。

この団体交渉では、「就業規則は従業員全員と話し合い、更に組合と協議の上、合意に達したものを作成して、労働基準監督署へ届け出る」等のことが確認され、次回の団体交渉については就業規則の会社案が出来次第行うこととなった。

(7) 2級建築士であるC3は、同月31日、労使の争いに巻き込まれたくないとの理由で退職した。

また2級建築士であり、建築設計部長でもあったB1は、8月17日、「会社はこの先危いのではないか、それであればいい加減見切をつけて独立したい」という理由で退職した。

なお、両名の退職によって得意先からの注文が減り、業績が低下した。

4 役員の交代

- (1) 8月上旬、Y2は枚方信用金庫に約200万円の融資を依頼したが、「会社の経営内容が 悪いのと違うか」ということで拒否された。
- (2) 同月10日、Y 2 が枚総に400万円の売掛金を請求に行ったところ、C 2 は「仕事の上で ミスが出ている」、「相当の損害を受けているのでこんなことをされては困る」などと言 って支払わなかった。

Y2は枚総が400万円の売掛金を支払わないので何とか打開策を見付けなければならないと考えて、枚総の出入り業者であるY1(以下「Y1」という)の所に相談に行き、Y1に間に入ってもらってC2と話し合った。

(3) 9月4日、Y 2は従業員に対し、「今日付けでY 1氏と社長を交代する」と突然発表した。そしてY 1 が、「今日から社長になる」、「会社の中に不動産部を作る。枚総の仕事があると思うので、それをみんなもらおう」との旨述べた。その後、Y 2 はY 1 に辞表を提出した。

なお、これより先、Y1は同年2月24日、大阪地方裁判所において交通事故による業務上過失致死傷罪等で禁錮2年の判決を受け、更に6月27日には大阪高等裁判所において禁錮1年6カ月の判決を受けて、当時上告中であった。

- (4) 8月21日付けで会社の役員はすべて交代し、新しい代表取締役にはY1、取締役にはB7(以下「B7」という)とB8(以下「B8」という)、更に監査役にはB9(以下「B9」という)がそれぞれ就任したことが9月4日に商業登記簿に登記されている。新しい役員はY1を始めとして、B7、B8、及びB9のいずれも、枚総の出入り業者か同社の従業員であった。また同登記薄の目的の欄には新たに不動産売買が付け加えられている。
- (5) Y 2 は、9月4日、一級建築士の事務所の営業廃止の届けを提出し、更に士地家屋調査士の印鑑も持ち出したため、社内に土地家屋調査士の資格を持つC 4 (以下「C 4」という)がいたとはいえ同人は登録していなかったので、会社一では土地家屋調査士の仕事も出来ないこととなった。
- (6) 社長交代の直後、A1らはY1に団体交渉を申し入れたが、同人は「そんな暇はない。 組合があるのは知らん。X個人となら話をするが組合は出て行ってくれ」と言って、申 入れを拒否した。
- (7) 同月5日、A1とXが会社を訪ねたところ、B2とC1が「仕事をするのだったらX一人で中に入れ。組合は関係無いから出て行ってくれ」と言って組合員を追い出した。 同日、組合はスト通告書、抗議文及び同月9日の団体交渉要求書を会社あて郵送したが、その後返送されてきた。
- (8) 同月6日、Y1が出社したので団体交渉に応じるようA1、Xらが申し入れると、「いま忙しい。外で歌でも歌っておれ」と述べて出て行った。

なお、Y1は翌日以降ほとんど出社しなかった。突然の社長交代とその後の団体交渉 拒否について抗議するため、組合は6日からXをストライキに突入させ、連日数名の組 合員が会社の前で座り込みを始めた。結局Xは、後記の解雇通知書が到逮した10月17日 まで就労しなかった。

5 会社解散の事情とXの解雇

- (1) 商業登記簿によれば、9月6日に会社は株主総会を開催して会社解散を決識した旨、同月11日登記されている。
- (2) 同月6日、Y2は枚総の出入り業者である宮西興業のC5 (以下「C5」という) に 会社の建物を月額20万円で賃貸する契約を結んだ。

なお、同日から宮西興業のC6が会社に常駐するようになった。

- (3) 同月上旬、C7、C8、C9及びC4の4名の従業員が「落ち着いて仕事が出来ない」 との理由で退職した。
- (4) 組合は、同月8日にも再度郵便で翌9日の団体交渉を申し入れたが、9日になってもY1は出社しなかった。
- (5) 同月9、10日と連日、A1、組合の大阪支部書記長A2及びXらはY2の自宅を訪ねて団体交渉を求めたが、Y2は「もうやめたのだから関係ない」と答えるのみであった。
- (6) Xは同月11日付けの解雇通知書、同日までの給与、退職金及び解雇予告手当を10月17日に送付されたが、同人は給与以外は返送した。
- (7) 9月上旬から、B 2、C 1及びC 10は残務整理をしていたが、11月末になってC 5 に Y 1 への退職する旨の伝言を依頼して退社した。

第2 断断

1 Y2の当事者適格について

組合及びXは、Y2は本件申立てについて当事者適格を有すると、と主張する。 これに対してY2はY2個人と会社とは別であってY2個人に使用者たる適格はない、 と主張する。

よって以下判断するに、①Y2が個人で経営していた浜井建築設計事務所を47年に法人化して会社としたこと ②同人は会社設立以来の代表取締役として、また社内唯一の一級建築士として、会社解散直前の53年9月4日の役員交代時まで経営及び業務全般にわたって統轄していたこと ③53年6月当時、B4夫人とY2の親成であるB5が取締役であったが、正式の取締役会は開催されたことがなく、また株主総会も同様であることからすれば、会社の経営上の諸決定はY2個人によってなされていたと認められること、更に、④会社の建物もY2個人の所有であること、等の諸事実を勘案すれば、会社は事実上Y2の経営している個人企業であって、会社とY2は一体のものであると判断される。よって、Y2個人に使用者たる適格はないとのY2の主張は採用できない。

なお、9月4日の役員交代によってY1が代表取締役に就任したが、このことは後述のとおりであるから、上記判断に影響を及ぼすものではない。

- 2 役員交代及び会社解散について
 - (1) 組合及びXは、53年9月4日の役員交代は組合対策及び組合排除を企図したY2と枚総のC2の陰謀であり、彼らの意思に反して組合の抵抗が続いたため会社を解散したもので、この解散は一挙に組合を会社から排除しようと図った不当労働行為であり、従ってXに対する解雇も不当労働行為である、と主張する。

これに対してY2は、①会社解散は、組合のピケット等の理由により客の出入りがほとんどなくなったため、Y1が会社の業績立て直しを断念して解散し、後日Xを解雇したものと推認されるのであり、また、②Y1に会社の株主権、経営権を譲渡したのは、これらを譲渡しなければ400万円の売掛金を支払わないと枚総のC2に言われるなどやむ

を得ない事情があったものであって、会社解散に伴う各種の責を免れるためではなかった、と主張する。

よって以下判断する。

(2) 9月4日の役員交替(商業登記簿上は8月21日となっている)について、Y2は枚総のC2から400万円の売掛金支払いの条件としてこれを迫られたものであると主張するが、 債務者が債権者に対する態度としては極めて異例かつ不自然であって、直ちに措信し難い。

しかも、新たに代表取締役に就任したY1は、上告中とはいえ業務上過失致死傷罪等で禁錮1年6カ月の判決を受けており、出社できなくなる可能性が大であったこのようなY1に会社の事業継続の意思が真にあったとは認め難い。

なるほど、Y 1 は9月4日、「会社の中に不動産部を作る。枚総の仕事があると思うので、それをみんなもらおう」との旨発言しており、確かに商業登記薄には会社の目的として不動産売買が新たに追加されている。しかし、わずか2日後の同月6日には会社は解散したとされているのであり、この間に経営意欲を失う程の事情の変更があったとは認め難い。

ところで、会社解散の日にY2は同人の所有する会社の建物を賃貸する契約をC5と締結しているのであって、これは余りに手回しが良く、しかも従前のY2と会社との間のY2所有の建物に関する賃貸借契約が会社から何の異議もなく破棄されたことからすれば、会社の解散に至るまで依然として経営の実権はY2にあったと解する他ない。

以上要するに、役員交代及びそれに続く会社解散は一連のものであって、Y2がその中心となって計画的に実行したと推認する以外に合理的説明がつかず、役員交代は会社解散に伴う各種の責を免れるためのY2の工作であったと判断される。

- (3) そこで会社解散の動機について考察するに、なるほど前記認定の2の(4)、3の(7)及び4の(1)からして会社の業績がある程度悪化していたであろうことは一応うかがえるが、会社は解散の理由について何の主張も立証もしておらず、他方 ①前記認定の3の(4)の事実 ②7月の3回の、それもかなり長時間にわたって10名内外の組合員に取り囲まれた状態での団体交渉にY2が飽きたと推認されること ③9月4日及び6日のY1の団体交渉拒否の事実等を総合すると、会社解散は組合を嫌悪して、一挙に会社から組合員を排除しようとしたものと判断される。従って、かかる動機による会社解散は労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。
- (4) 会社解散が不当労働行為であることは上記判断のとおりであるから、会社解散を理由とする10月17日に通知されたXに対する解雇も労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であることは明らかである。
- 3 団体交渉について

組合及びXは、会社及びY2に対してXの解雇についての団体交渉に応じるよう求めるが、10月17日のXの解雇以降組合が会社又はY2にこの問題について団体交渉を申し入れたとの主張も立証もないので、この申立ては棄却する。

4 救済方法について

組合及びXは、企業再開による原職又は原職相当職への復帰を求める。しかし、会社解散が不当労働行為であるにしても、経営者が事業再開の意思を有していると認められない

本件の場合には、事業再開と原職又は原職相当職への復帰を命じることは妥当ではない。

なお、Xに10月17日に通知された解雇は、通知書では9月11日付けとなっていて、賃金も同日までしか支給されていない。しかし、他方Xは、9月6日以降、ストライキで10月17日まで就労していないので、主文1のとおり命令する。

また、組合及びXは謝罪文の掲示又は手交を求めるが、主文1によって救済の実を果た し得ると考えるので、その必要を認めない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43 条により主文のとおり命令する。

昭和56年10月29日

大阪府地方労働委員会 会長 後 岡 弘